

愛媛県私立高等学校等奨学のための給付金交付要綱

(目的)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、高校生等がいる低所得世帯を対象に、愛媛県私立高等学校等奨学のための給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給対象となる者は、給付金の支給を受けようとする年度（以下「申請年度」という。）の7月1日（7月以降に入学することが定められている場合については、入学した年度に限り、当該入学日）（以下「基準日」という。）において、次の各号に掲げる要件の全てを備える者とする。

(1) 次に掲げる保護者等のいずれかに該当する者

ア 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）のうち私立学校の生徒等の法第3条第2項第3号、同法施行令第1条第1項及び同法施行規則第2条第2項に規定する保護者等

イ 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定。以下「専攻科修学支援要綱」という。）第1条に規定する高等学校等専攻科（特別支援学校の専攻科を除く。）のうち私立学校専攻科の生徒の同要綱第3条第1項第4号に規定する保護者等

(2) 県内に住所を有する者

(3) 次に掲げる世帯のいずれかに属する者

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯

イ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

(4) 基準日において休学していない私立学校の生徒等又は私立学校専攻科の生徒（以下「高校生等」という。）の保護者等であること

2 前項第1号ア又はイに規定する高校生等は、次の各号に掲げる者のうちいずれかに該当する者とする。

(1) 法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者（同条第1項に規定する支給対象高等学校等が特別支援学校の高等部である者を除く。）のうち、平成26年4月1日以降に入学した者（中等教育学校の後期課程に進級し、又は編入学した者を含む。）

(2) 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定。以下「学び直し支援要綱」という。）第3条に規定する補助の対象者と認められる者

(3) 専攻科修学支援要綱第3条に規定する補助の対象者と認められる者

(4) 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されていない者

3 家計急変により保護者等の収入が減少して、当該保護者等の世帯が道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当することとなったときは、当

該保護者等の世帯は、第1項第3号イに該当するものとみなす。

(対象経費)

第3条 支給対象経費は、授業料以外の教育に必要な経費とする。

(支給額等)

第4条 給付金は、年額を一括支給するものとし、その額は別表のとおりとする。

2 給付の回数は、次のとおりとする。

(1) 高校生等(私立学校専攻科の生徒(以下「専攻科生」という。))を除く。以下この号において同じ。)は、一人につき年1回、通算3回(定時制又は通信制の高等学校等に通う高校生等は4回)を上限とする。ただし、基準日において学び直し支援要綱に基づき、在籍する高等学校等の所在地の都道府県において修学支援を受けている場合は、この回数に加えて1回(定時制又は通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで)、給付することができる。

(2) 専攻科生は、一人につき年1回、通算2回(当該専攻科生に通う高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回)を上限とする。

3 第1項の規定にかかわらず、申請年度に私立学校又は私立学校専攻科に入学する高校生等に係る同年度の4月分から6月分に係る給付金は、分割して支給することができる。この場合において、第2条第1項中「7月1日」とあるのは、「4月1日(第2条第3項の規定に該当する者にあつては、家計急変が生じた日が4月1日以前である場合は、同日)」と読み替えて同項の規定を適用し、当該分割による給付金の支給は、前項の給付の回数に含めないものとする。

4 前項の規定により分割支給する場合の給付金の額は、申請者の属する世帯の区分及び在籍する高等学校等の区分に応じた別表の右欄に定める年額を12で除して得た額に3を乗じて得た額とする。

5 第1項の規定にかかわらず、給付金の支給を申請する者(以下「申請者」という。)のうち第2条第3項の規定に該当するもの(7月1日以後に家計急変が生じたものに限る。)に係る給付金の額は、当該申請者の属する世帯の区分及び在籍する高等学校等(私立学校専攻科を含む。以下同じ。)の区分に応じた別表の右欄に定める年額を12で除して得た額に、当該申請のあった日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から翌年3月までの月数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。この場合において、第2条第1項中「7月1日」とあるのは、「申請のあった日の属する月の翌月初日(その日が月の初日である場合は、その日)」と読み替えて同項の規定を適用する。

(支給申請)

第5条 申請者は、給付金支給申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに、県内に設置されている高等学校等に在籍する高校生等の保護者等にあつては、在籍する学校長を経て、それ以外の保護者等については直接、知事に提出しなければならない

(1) 申請者の属する世帯全員の住民票

(2) 保護者等全員の個人番号を確認できる書類又は道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを証明する書類

(3) 県外の高等学校等に在学する高校生等については在学証明書(様式第2号)

(4) 15歳以上23歳未満の子を扶養している事実を確認できる書類。ただし、公的な証明書で確認ができない場合は、申請者からの扶養申立書(様式第3号)

(5) 生活保護法第36条の規定による生業扶助が行われている世帯は、基準日現在の生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式第4号)

(6) 専攻科生については個人対象要件証明書(様式第5号)

2 第2条第3項の規定に該当する申請者は、前項の規定にかかわらず、給付金支給申請書（様式第1号の2）に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに、県内に設置されている高等学校等に在籍する高校生等の保護者等にあつては、在籍する学校長を経て、それ以外の保護者等については直接、知事に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号及び第3号に規定する書類
- (2) 家計急変により保護者等の収入が減少した事由を記載した書類
- (3) 家計急変により保護者等の収入が減少する前の保護者等の収入を証する書類
- (4) 家計急変により保護者等の収入が減少して、当該保護者等の世帯が道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当することを証する書類
- (5) 保護者等の扶養親族の人数及び年齢を確認することができる書類

3 第4条第3項の規定による分割給付を受けようとする申請者は、第1項の規定にかかわらず、給付金支給申請書（様式第1号の3）に同項各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに、県内に設置されている高等学校等に在籍する高校生等の保護者等にあつては、在籍する学校長を経て、それ以外の保護者等については直接、知事に提出しなければならない。

（給付金の支給決定）

第6条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、支給又は不支給の決定を行い、県内に設置されている高等学校等に在籍する高校生等の保護者等にあつては学校長を経て、それ以外の保護者等については直接、申請者に通知するものとする。

（給付金の支給）

第7条 給付金の支給は、県が指定する金融機関に開設された申請者名義の預金口座へ振り込むものとする。

2 県内の高等学校等に在学する高校生等の保護者等が、給付金を学校徴収金等に充てることについて学校長へ委任状（様式第6号）を提出し、学校長が認めた場合には、学校長が指定する預金口座へ振り込むものとする。

（支給決定の取消し）

第8条 知事は、虚偽の申請等により、不正に給付金の支給を受けていたことが判明したときは、支給決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（給付金の返還）

第9条 前条の規定により、支給決定を取り消された者は、給付金の全額又は一部を返還しなければならない。

（加算金）

第10条 前条の規定により給付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る給付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、給付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

（延滞金）

第11条 給付金の支給を受けた者が、給付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた給付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 元年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 6 月 3 日から施行し、令和 2 年度給付金から適用する。
- 2 この要綱施行の際、現に改正前のそれぞれの要綱の様式の規定により提出されている書類は、改正後のそれぞれの要綱の様式の規定により提出されたものとみなす。
- 3 この要綱施行の際、現にある改正前のそれぞれの要綱の様式の規定による書類の用紙は、令和 2 年度に限り使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 13 日から施行し、令和 2 年 6 月 5 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、令和 2 年度に給付金の支給の決定を受けた者（前倒し給付のみ受給した者を除く。）のうち、令和 3 年 4 月 1 日改正前の別表第 1（以下「改正前の別表第 1」という。）の左欄に掲げる世帯の区分の 2 から 4 に該当する者（第 2 条第 3 項の規定により該当するものとみなした者を含む。）については、令和 3 年 4 月 1 日改正前の第 4 条の規定により支給される額に加え、次に掲げる額（既に支給された給付金があるときは、その額を控除した額）を支給する。
 - (1) 改正前の別表第 1 の左欄に掲げる世帯の区分の 2 に該当する者のうち、同表中欄に掲げる高等学校等の区分の通信制以外に該当する者 26,100円
 - (2) その他の者 12,000円
- 3 前項の規定による給付は、第 4 条第 2 項に規定する給付の回数に算入しない。
- 4 第 2 項に規定する給付に際しては、第 5 条第 1 項に規定する高校生等奨学給付金支給申請書及び添付書類の提出を要しない。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 8 日から施行し、令和 3 年度給付金から適用する。

別表（第4条関係）

| 世帯の区分 | 高等学校等の区分 | 年額 |
|--|----------|----------|
| 1 第2条第1項第3号アに掲げる世帯に扶養されている高校生等（専攻科生を除く。以下3の区分まで同じ。） | 全区分 | 52,600円 |
| 2 第2条第1項第3号イに掲げる世帯に扶養されている高校生等（3に掲げる場合を除く。） | 通信制以外 | 129,600円 |
| | 通信制 | 50,100円 |
| 3 第2条第1項第3号イに掲げる世帯に扶養されている2人目以降の高校生等、第2条第1項第3号イに掲げる世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯に扶養されている高校生等、又は第2条第1項第3号イに掲げる世帯のうち、通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる世帯に扶養されている高校生等 | 通信制以外 | 150,000円 |
| | 通信制 | 50,100円 |
| 4 第2条第1項第3号イに掲げる世帯に扶養されている専攻科生 | 専攻科 | 50,100円 |